

令和6年4月9日

農林水産大臣
坂本 哲志 殿

特定非営利活動法人 全国有機農業推進協議会
理事長 下山久信

「食料・農業・農村基本法」に対する提言

「食料・農業・農村基本法」の改正は国内の農畜産業を守り、食料自給率向上に向けて大きな機会となると考えます。しかしながら2月27日閣議決定された「改正案」ではスマート農業の推進や農林水産業のグリーン化・輸出強化・食料安全保障の強化がうたわれていますが、これでは根本的な解決にはなりません。

これから10年先の食料・農業・農村について、有機農業団体の立場から基本法改正に対して提言します。また「2025年基本計画」の取りまとめに際しては、多くの国民に情報を開示し、実行性のある計画になるような仕組みを構築していただきたいと思いをもちます。

<提言>

1. 今回の改正の中心に、環境と調和のとれた食料システムの確立＝有機農業の推進を明記することを求めます。

環境汚染の化学肥料・農薬使用によるマニュアル依存型農業から環境に配慮した持続可能な農業への転換を推進することが、「みどり戦略」の数値目標、2050年有機農業面積目標100万haを達成するためにも必要です。

2. 環境保全・気候変動の緩和・生物多様性保全などに貢献する、持続可能な食料農業システムをあらゆる農政の前提として基本法の目的に明記することと、政府の役割を明らかにすることを求めます。

3. 「みどりの食料システム戦略」で掲げる化学肥料・農薬の削減や生産資材の国産化、温室効果ガス削減、食品ロス削減などを基本法に位置付けることを求めます。

4. 公共調達、とりわけ学校給食における有機農産物の導入拡大と、食育について有機農業の取り扱いができるように、基本法の補強を求めます。

5. 適正な価格形成については、農産物の価格転嫁よりも生産コストの上昇による赤字を補填する所得補償のような直接支払い制度を求めます。

生産コストの上昇をそのまま価格に反映させるだけなら、ますます消費者が苦しむことになります。消費の減退が経済不況を招き、またデフレ経済へと逆戻りします。

6. 環境と調和のとれた食料システムの確立に貢献する、有機農業や環境保全型農業の取り組みに対する環境直接支払い（環境保全型農業直接支払交付金）を抜本的に拡充することを求めます。

7. 食料自給率は、国民一人一人にとって食糧料安全保障を確保する上で最も重要な目標です。数値目標の明示を求めます。

肥料・飼料・種子・小麦・大豆・野菜などについても、過度な海外依存を脱却するため、品目別に具体的な目標水準や課題を示し、実現のための対策と実行が必要です。

8. 飼料用米・数量払い制度の維持と主食用米を含めた総合的な価格保証を求めます。

主食となる穀物で、自給率 100%達成できる水稲の生産基盤の維持が最重要です。また畜産飼料の国産化につながり、水田を維持できる飼料用米を広げることも重要です。

9. 外国人材を農業・地域を守るパートナーと位置付けることを求めます。

人口減少下における担い手不足の中、国籍や性別差を問わず、人材の確保は欠かせません。人種差別などの人権侵害は絶対にあってはなりません。国籍や性差を超え、誰もが安心して農業現場に働き続けてもらうには、暮らしや環境の整備は不可欠です。

以上